

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名: オイルクリーナー-NM (エアゾール)
 会社名: 株式会社 タセト
 住所: 〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前 100-1
 担当部門: 化学品技術部
 電話番号: 0466-29-5638
 FAX番号: 0466-29-5630
 緊急連絡先及び電話番号: 同上
 推奨用途及び使用上の制限: 工業用脱脂洗浄剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	エアゾール	区分3
	* 記載のない物理化学的危険性は、分類対象外か分類できない。	
健康有害性:	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	分類できない
	急性毒性(吸入:気体)	分類できない
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分1B
	生殖毒性	区分1
	生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響	分類できない
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系、呼吸器) 区分2(気管支) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系、肝臓)
環境有害性:	吸引性呼吸器有害性	区分外
	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	区分2
	オゾン層への有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示:   

注意喚起語: 危険
 危険有害性情報: 高圧容器: 熱すると破裂のおそれ
 飲み込むと有害
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 発がんのおそれ
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 臓器(中枢神経系、呼吸器)の障害
 臓器(気管支)の障害のおそれ
 眠気又はめまいのおそれ
 長年にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、肝臓)の障害
 水生生物に毒性
 長期継続的影響によって水生生物に毒性
 注意書き: 【安全対策】 使用前にラベルに記載された内容を読むこと。
 全ての安全注意(本SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙
 使用後も含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
 ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後は手をよく洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 必要などき以外は、環境への放出を避けること。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。口をすすぐこと。
 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
 漏出物を回収すること。

【保管】

子供の手の届かないところに置くこと。
 容器を密閉して、涼しく換気の良い場所で保管すること。
 日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。

【廃棄】

内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って産業廃棄物として処理すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物

成分及び含有量：

化学名(成分名)	濃度(wt%)	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	PRTR法 ¹⁾
ジクロロメタン ^{II)}	96	75-09-2	(2)-36	1-186
メタノール ^{II)}	<0.5	67-56-1	(2)-201	非該当
酸化プロピレン ^{II)}	<0.5	75-56-9	(2)-219	(1-68)
添加剤	<0.5	非公開	非公開	非該当
噴射剤：炭酸ガス(二酸化炭素) CO ₂	<5	124-38-9	(1)-169	非該当

危険有害成分：

I) 化学物質排出把握管理促進法

II) 労働安全衛生法 57条の2

ジクロロメタン
 酸化プロピレン (政令番号194)
 ジクロロメタン (政令番号257)
 メタノール (政令番号560)

4. 応急措置

吸入した場合： 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合： 汚染された衣類を脱ぐこと。
 皮膚を速やかに洗浄すること。
 多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯をすること。

眼に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。

無理に吐かせないこと。
 医師の診断、手当てを受けること。
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
 急性症状及び遅発性症状
 の最も重要な徴候症状：目、皮膚に対する接触で発赤、痛み、薬傷、吸入により、めまい、し眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失
 応急措置をする者の保護：火気に注意する。現場では保護マスク等を着用し、ガスを吸入しないようにする。

5. 火災時の措置

消火剤：粉末、炭酸ガス、泡、霧状水
 使ってはならない消火剤：棒状注水
 火災時の措置に関する
 特有の危険有害性：酸素との混合気中では可燃性液体
 強く加熱するとき、特に裸火と接触するとき分解しその際、有毒なホスゲン及び塩化水素ガスが生じる。
 特有の消火方法：危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 消火を行う者の保護：消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
 保護具及び緊急時措置：直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
 漏洩区域には、無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。
 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
 適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
 風上に留まる。
 低地から離れる。
 密閉された場所は換気する。
 環境に対する注意事項：河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
 環境中に放出してはならない。
 封じ込め及び浄化の方法・機材：少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
 容器、タンク等からの流出の防止を行う。
 ポンプ等により回収して密栓できる金属容器へ移し換え、回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、布等による拭き取りを行う。
 吸着又は吸収したものは、特別管理産業廃棄物として適切な方法により処分する。(「13. 廃棄上の注意」の項参照)
 二次災害の防止策：全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策：「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
 局所排気・全体換気：「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
 安全取扱注意事項：周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはならない。
 使用前にラベルに記載された内容を読むこと。
 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 接触、吸入又は飲み込まないこと。
 眼、皮膚との接触を避けること。
 眼に入れないこと。
 ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 接触回避：「10. 安定性及び反応性」を参照
 衛生対策：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 取り扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。

保管	技術的対策:	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
	安全な保管条件:	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂する事がある。
	安全な容器包装材料:	ガラス、鋼、ステンレス鋼等。 アクリル樹脂、塩化ビニル樹脂、合成ゴム等は、侵されるので不適。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	50 ppm	ジクロロメタン
	200 ppm	メタノール
	2 ppm	酸化プロピレン
許容濃度(ばく露限界値)		
日本産業衛生学会(2015年版):	50 ppm、170 mg/m ³	ジクロロメタン
	200 ppm、260 mg/m ³	メタノール
	5,000 ppm、9,000 mg/m ³	二酸化炭素
ACGIH(2015年版):	TLV-TWA	50 ppm
	TLV-TWA	200 ppm
	TLV-STEL	250 ppm
	TLV-TWA	2 ppm
	TLV-TWA	5,000 ppm
	TLV-STEL	30,000 ppm
設備対策:	蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。(特定化学物質障害予防規則) 液体蒸気は空気の約3倍と重いため低いところに滞留しやすいから、吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。 指定された防爆の電気・換気・照明機器を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。	
保護具	呼吸用保護具:	状況に応じ、有機ガス用防毒マスク、陽圧自給式空気呼吸器(火災時)等を使用する。
	手の保護具:	適切な保護手袋(耐溶剤型)を着用する。
	眼の保護具:	適切な眼の保護具を着用する。 保護眼鏡(普通眼鏡型、ゴーグル型)。
	皮膚及び身体の保護具:	適切な保護衣(労働衛生保護衣)、保護長靴、前掛け(耐溶剤型)等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	無色透明液体
臭い:	甘い芳香臭
pH:	情報なし
融点・凝固点:	-95.14°C
沸点、初留点及び沸騰範囲:	40.2°C
引火点:	情報なし
燃焼又は爆発範囲:	14 ~ 22 vol% (空気中) 15.5 ~ 66.9 vol% (酸素中)
蒸気圧:	46.5 kPa (20°C)
比重(密度):	1.326 g/mL (25°C)
溶解度:	情報なし
n-オクタノール/水分係数:	情報なし
自然発火温度(発火点):	662°C
分解温度:	情報なし

「噴射剤」	炭酸ガス(二酸化炭素)
融点・凝固点：	-56.6°C
沸点、初留点及び沸騰範囲：	-78.5°C
引火点：	なし(不燃性)
燃焼又は爆発範囲：	なし(不燃性)
蒸気密度(空気 = 1)：	1.98

10. 安定性及び反応性

安定性：	熱と湿気に不安定である。
危険有害反応可能性：	加熱や燃焼により分解し、有毒ガス(塩化水素、ホスゲン等)を発生する。強酸化剤、強塩基、アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ナトリウム、カルシウム等の金属等と激しく反応し、火災や爆発を引き起こすおそれがある。
避けるべき条件：	高温ばく露、強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、金属粉末との接触
混触危険物質：	強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、金属粉末
危険有害な分解生成物：	180°Cで水と長時間加熱すると、ギ酸、塩化メチル、メタノール、塩酸や一酸化炭素等を生成する。分解が起こると塩化水素、ホスゲン等の有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性：	ジクロロメタン	LD ₅₀ (経口)	ラット	1,600 mg/kg
		LC ₅₀ (蒸気)	ラット	18,000 ppm
	メチルアルコール	LD ₅₀ (経口)		1,400 mg/kg
		LD ₅₀ (経皮)	ウサギ	15,800 mg/kg
		LC ₅₀ (蒸気)	ラット	22,500 ppm (8H)
	酸化プロピレン	LD ₅₀ (経口)	ラット	520 mg/kg
		LD ₅₀ (経皮)	ラット	950 mg/kg
		LC ₅₀ (蒸気)	ラット	4,000 ppm (4H)
	二酸化炭素	LC ₅₀ (気体)	ラット	167,857 ppm (4時間)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：	ジクロロメタン	区分2	ウサギ	810 mg/24h-重度、 100 mg/24h-中等度
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性：	ジクロロメタン	区分2A	ウサギ	162 mg-中等度、10 mg- 軽度、500 mg/24h-軽度
	メチルアルコール	区分2A		
発がん性：	ジクロロメタン	区分1B		IARC:2A、日本産業衛生協会:2B、 ACGIH:A3、NTP:R、EPA:B2、EU:3 げっ歯類を用いた長期吸入試験に おいて、皮下組織、乳腺、腹膜、肺 及び肝臓に悪性の腫瘍を発生させ た。
	酸化プロピレン	区分2		
生殖毒性：	メチルアルコール	区分1B		
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：	ジクロロメタン	区分1		中枢神経系、肺
		区分2		気管支
		区分3		麻酔作用
	メチルアルコール	区分1		視覚系、全身毒性、中枢神経系
		区分3		麻酔作用
特定標的臓器毒性(反復ばく露)：	ジクロロメタン	区分1		肝臓、中枢神経系
	メチルアルコール	区分1		視覚系、中枢神経系
生殖細胞変異原性：	ジクロロメタン	Ames試験-陽性		
		経世代変異原性試験(優性致死試験)-陰性		
		生殖細胞 in vivo 変異原性試験-なし		
		体細胞 in vivo 変異原性試験(小核試験、染色体異常試験)-陰性		
	酸化プロピレン	区分2		
吸引性呼吸器有害性：	エアゾールはミストの状態で噴霧されるので、通常は該当しないため、区分外とした。			

12. 環境影響情報

生態毒性：	水生環境有害性(急性)：	酸化プロピレン	区分3
		ジクロロメタン	区分2
	水生環境有害性(長期間)：	ジクロロメタン	区分2
オゾン層への有害性：	有用な情報がなく分類できない。		

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従う。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
廃容器の取り扱いの際、空容器に圧力を加えると破裂することがある。
空容器は溶接、加熱、穴開け又は切断を行うと、爆発を伴って残留物が発火することがある。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報: IMOの規制に従う。
航空規制情報: ICAO/IATAの規制に従う。
UN No.(国連番号): 1950
Proper Shipping Name(品名): Aerosols (エアゾール)
Class(国連分類): 2.2
Packing Group(容器等級): 一

国内規制

陸上規制情報: 消防法ほか法令の規制に従う。
海上規制情報: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号: 126
特別の安全対策: 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法:

表示対象物質: 酸化プロピレン、ジクロロメタン、メタノール
(法第57条、施行令第18条第1号別表第9)
通知対象物質: 酸化プロピレン、ジクロロメタン、メタノール
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
有機溶剤中毒予防規則: 非該当
特定化学物質障害予防規則: 第2類物質(ジクロロメタン)
健康障害防止指針公表物質(ジクロロメタン)
(法第28条第3項・厚労省指針公示)
変異原性が認められた既存化学物質(ジクロロメタン)
(法第57条の5、労働基準局長通達)

消防法:

非該当

毒物及び劇物取締法:

非該当

化学物質排出把握管理促進法:
(PRTR法)

第1種指定化学物質(ジクロロメタン)

船舶安全法:

高圧ガス、エアゾール、毒物類・毒物(ジクロロメタン)を含有
(危険物船舶運送及び貯蔵規則 第3条 告示 別表第1)

航空法:

高圧ガス、エアゾール、毒物類・毒物(ジクロロメタン)を含有
(航空法施行規則 第194条 告示 別表第1)

水質汚濁防止法:

有害物質(ジクロロメタン)を含有する。
(施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)

土壌汚染対策法:

特定有害物質(ジクロロメタン)を含有する。
(法第2条第1項、施行令第1条)

16. その他の情報

参考文献等：

- 1) 中央労働災害防止協会「GHSモデルMSDS情報」
- 2) 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE) GHS分類結果
- 3) 日本塗料工業会「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック [混合物用(塗料用)]」
- 4) JIS Z 7252:2014「GHSに基づく化学品の分類方法」
- 5) JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- 6) 許容濃度の勧告(2015)、日本産業衛生学会
- 7) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices、ACGIH(2015)
- 8) (株)タセト 社内資料(原材料SDS)

記載内容の取扱い

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者に提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて、自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保障するものではなく、本データシートには記載されていない、当社が知見を有さない危険性及び有害性のある可能性があります。